政府所有米穀(輸入米)のカビの検査及びカビ毒の分析の結果 (平成 27 年度)

農林水産省は、国内で保管している米穀(輸入米。以下同じ。)について、販売直前に全量を解袋し、1袋ごとにカビ状異物の有無を目視等で検査(以下「カビの検査」という。)するとともに、試料を採取し、カビ毒を分析しています。

今般、平成27年4月から28年3月までの結果をとりまとめました。

- 食品用として販売予定であった米穀8万トンのうち、カビ状異物が混入していた9トン (0.011%)については、容器包装の単位(30kg 又は1 t)ごとに隔離し、全量を廃棄処分しました。また、販売する8万トン全てについて、カビ毒(総アフラトキシン)の分析を行ったところ、全て規制値未満の濃度であり、定量下限(0.001 mg/kg)未満でした。
- 飼料用として販売予定であった米穀 66 万トンのうち、混入していたカビ状異物1トン (0.0002%)を分離し、全て廃棄処分しました。また、販売する66 万トン全てについて、カビ 毒(総アフラトキシン、デオキシニバレノール及びゼアラレノン)の分析を行ったところ、 全て基準値未満の濃度であり、定量下限(総アフラトキシン:0.001 mg/kg、デオキシニバレノール:0.02 mg/kg、ゼアラレノン:0.2 mg/kg)未満でした。

1 カビの検査

食品用に販売予定であった米穀 81,750 トン及び飼料用に販売予定であった米穀 659,518 トンについて、カビの検査を行いました。(具体的な検査方法はこちら)

この結果、食品用に販売予定であった米穀では9件 $^{\pm 1}$ 、飼料用に販売予定であった米穀では 18 件 $^{\pm 1}$ のカビ状異物が発見され、食品用では、カビ状異物が混入していた容器包装の単位(30kg 又は1 t)で9トン、飼料用では、混入していたカビ状異物1トンについて分離し、それぞれ全て廃棄処分しました(表 1)。

注1) 件数は、同一倉庫に保管されている米穀について、1日の作業でカビ状異物が発見された場合を1件としています。

(表1) カビの検査対象数量及び廃棄数量

用途	カビの検査対象数量 (トン)	廃棄数量 (トン)	廃棄数量割合 (%)	
食品用	81,750	9	0.011	
飼料用	659,518	1	0.0002	

2 カビ毒の分析の結果

1で廃棄したものを除き、食品用に販売する米穀 81,741 トン及び飼料用に販売する米穀 659,515 トンについて、カビ毒の分析を行いました(表2・表3)。

この結果、食品用及び飼料用ともに、全ての試料で規制値(基準値)未満の濃度であり、 定量下限(総アフラトキシン:0.001 mg/kg、デオキシニバレノール:0.02 mg/kg、ゼアラレノン:0.2 mg/kg)未満でした。(具体的な分析方法はこちら)

(表2) 食品用に販売する米穀のカビ毒の分析結果 (分析対象数量 81,741 トン)

カビ毒	試料点数	規制値 (mg/kg)	規制値以下 の点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限未満 の点数	濃度範囲 (mg/kg)
総アフラトキシン (B ₁ , B ₂ , G ₁ 及び G ₂)	1316	0.010	1316	0.001	1316	< 0.001

(表3) 飼料用に販売する米穀のカビ毒の分析結果 (分析対象数量 659,515トン)

カビ毒	試料点数	基準値 (mg/kg)	基準値以下 の点数	定量下限 (mg/kg)	定量下限未満 の点数	濃度範囲 (mg/kg)
アフラトキシン B ₁ 注2)	7458	0.01	7458	0.001	7458	< 0.001
デオキシニバレノール	7458	1	7458	0.02	7458	< 0.02
ゼアラレノン	7458	1	7458	0.2	7458	< 0.2

注2)飼料用については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく有害物質(カビ毒) の指導基準はアフラトキシン B_1 0.01 mg/kg ですが、食品の規制値の場合と同じように総アフラトキシン $(B_1, B_2, G_1$ 及び G_2)を分析して、アフラトキシン B_1 の指導基準と比較しています。

問い合わせ先 政策統括官付貿易業務課 代表 03-3502-8111 直通 03-6744-1388 担当 政府米麦品質保証チーム(内線 5021)